

(参考3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月5日 現在)

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉学習室、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木、原町区馬場字葉師屋、原町区馬場字行津及び原町区大字原と田城の区域。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、猪苗町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇常、原町区高倉宇吹、屋崎、原町区高倉宇七条、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五山、原町区馬場字学園師原、原町区馬場字倉舟行疋及原町区大原字和田城の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、楢葉村及び飯舘村

※3 福島県広野町、猪葉町(福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町栗山並びに市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径2キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区巣生字助原、原町区高倉字吹屋原、原町区高倉字七曲、原町区高倉字舟木森、原町区馬場字五台山、原町区原町区馬場字川原町、原町区馬場字岳原、原町区片倉字宇津井、原町区片倉字吉田、原町区片倉字城並びに市内有林磐梯森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2120林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市・渡利、小倉舟及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭坂村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(閑ノ下、松川原川、川向及び舗ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(靈山町山野川に限る。)、旧柱桿村(保原町所沢(明天内久、久保田、伊東内、西宮内、雪谷内、東深谷に限る。)及び保原町柱桿(伊丹、平ノ宮、内前、前田、福河、秀才、砂子下及び根原に限る。)に限る。)、旧坂本村(大町間、大門、清水、滑水、沢松、平久、保柳、櫛ヶ千、山口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村(上保原村、旧壹畠村、小山手及び伊富野村(岩出山、白山に限る。)に限る。)、二本松市(旧洪川町(洪川及び米来川に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩泽村、旧木井沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩附代)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧仁田村及び旧桑折村の区域に限る。)、国見町(旧仁木本村及び旧小坂村の区域に限る。)、猪苗代町(旧西蒲原村の区域に限る。))

※4 アイナ、アガラレイ、アガタビタミ、イナゴ^ク（黒魚を除く）、イガレガレイ、ウスマベリ、ウミナゴ、エゾイナノアイ、キツネヌメ、カウラシソニア、クロイダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイウグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※福島市、本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月5日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	せんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び秒鉄川(支流を含む。)
	ウダイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の内川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊次ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさつて(ごみ)	氣仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こあぶら	氣仙沼市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	せんまい	氣仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガングフ	
	ヒラメ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、暮石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三浦川のうち東栄ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、三浦川及びその支流並びに澄川(4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、セケ宿ダムの上流を除く。)
	ウダイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、セケ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	インガレイ	
	コモンカスベ	
	シリメリル	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	二ペ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカマグロ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、上妻市、茨城城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、龍崎市、潮来市、守谷市、筑西市、鶴敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	施沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	那須塩原市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	タケノコ	
	くさそて(ごみ)	大田原市、那須塩原市、那須町
	(野生のものに限る。)	
	こあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんよう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	ウナギ(養殖を除く。)	武蔵川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び吾妻川のうち川島橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全城
	クマの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	浦和市、ときがわ町、桶川市、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、君津市、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全城
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全城(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

* 当該県において銅費されている牛について、県外への移動(12月前未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月5日現在

福島県		出荷制限
原乳		H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡山市、郡上市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 福島市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（鹿島地区のうち、烏原、大内、川子及び塙崎を除くに限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、矢吹町、柳枝村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	その他すべて	H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 白河市、天栄村、磐梯町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
カブ		H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.13～: 伊達市、福島市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、高尾町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.19～: 福島市 H23.4.25～: 本宮市 H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	原木しいたけ(施設栽培)	H23.7.19～: 平田村 H23.7.22～: 新地町 H23.7.19～9.7解除: 本宮市 H23.11.14～: 川俣町
	原木ナメコ(露地栽培)	H23.10.31～: 相馬市、いわき市 H23.9.6～: 棚倉町、古殿町（※看板樹に属する野生キノコに限る） H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、渡瀬町、喜多方市、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.5.9～5.30解除: 平田村 H23.5.9～6.8解除: いわき市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.10.18～: 喜多方市 H24.4.15～: 昭和村 H24.10.11～: 錦糸町 H24.10.18～: 金津坂下町、北塩原村
	たけのこ	H23.5.5～: 伊達市、相馬市、三春町 H23.5.19～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.19～5.30解除: 平田村 H23.5.9～6.8解除: いわき市
	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H23.5.0～: 福島市、桑折町 H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～: 川俣町 H24.5.7～: 二本松市、大玉村 H24.5.10～: 二本松市、大玉村 H24.5.11～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H23.5.13～6.21解除: 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市
	<さそてつ(ごみ)	
	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.16～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 二本松市、大玉村 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町 H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村 H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 須賀川市、磐梯代町 H24.5.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 福島市、桑折町、国見町 H24.5.2～: 二本松市 H24.5.7～: 相馬市、伊達市、川俣町 H24.5.10～: いわき市、福島市、川俣町 H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町 H23.6.2～: 南相馬市 H24.6.4～: 国見町
	ふきのとう(野生のものに限る。)	H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市
	こしあぶら	H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町
	ぜんまい	H24.1.10～: いわき市
	わらび	H24.5.10～: 喜多方市、福島市、川俣町
	ウメ	H23.6.2～: 南相馬市 H24.6.4～: 国見町
	ユズ	H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町
	クリ	H24.1.10～: いわき市
	キウイフルーツ	H23.12.6～: 相馬市、南相馬市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月5日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧曾前村の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市 (旧喜多方市の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市 (旧波川村及び旧喜成村の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市 (旧波川村及び旧喜成村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市 (旧喜多方市の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市 (旧喜多方市の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (郡路町、船引町横道、船引町中山字小原及び字下高沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内園有林福島森林管理署261林班の一部、252林班、253林班の一部、256林班から270林班まで、263林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一帯の区域、うら磐梯町第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、福島市 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル以上30キロメートル範囲内の区域のうち原町区高場字助常、原町区高場字佐庭屋、原町区高場字助常、原町区高場字助常、原町区片高場字行塚及び原町区大原字宇井坂並びに市内園有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで及び133林班の区域を除く。)、福島市 (旧福島市 (諏利、小倉寺等及び朝日町合併を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧田野村、旧余目村、旧波川村、旧松川町、新潟町、内に限る。)、旧皆掛町 (月替町月替 (飯ノ下、松原川原、向左及び飯ノ原に限る。) 及び月替町月代田 (北川、東、西及び新潟町、内に限る。))、旧皆掛町 (月替町月替 (飯ノ下、松原川原、向左及び飯ノ原に限る。) 及び月替町月代田 (北川、東、西及び新潟町、内に限る。))、旧皆掛町 (月替町月替 (飯ノ下、松原川原、向左及び飯ノ原に限る。) 及び月替町月代田 (北川、東、西及び新潟町、内に限る。))、新潟町 (旧半田村及び新潟町の区域に限る。)、美折町 (旧半田村及び新潟町の区域に限る。) 及び見附町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷制限に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p>
米 (平成24年産)		<p>H24.4.5～: H24.7.26一部解除: 川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市 (旧福島市 (諏利、小倉寺等及び朝日町合併を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧田野村、旧余目村、旧波川村、旧松川町、新潟町、内に限る。)、旧皆掛町 (月替町月替 (飯ノ下、松原川原、向左及び飯ノ原に限る。) 及び月替町月代田 (北川、東、西及び新潟町、内に限る。))、旧皆掛町 (月替町月替 (飯ノ下、松原川原、向左及び飯ノ原に限る。) 及び月替町月代田 (北川、東、西及び新潟町、内に限る。))、新潟町 (旧半田村及び旧小坂村の区域に限る。) 及び見附町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷制限に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.10.25～: 塩竈市 (旧西郷村の区域に限る。) H24.10.29一部解除: 鶴岡市 (旧西郷村の区域に限る。) H24.11.5～: 鶴岡市 (旧西郷村の区域に限る。)、大玉村 (旧玉井村の区域に限る。)</p>
イカナゴの稚魚		<p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>H23.6.6～: 秋元湖、椿原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鰐川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川(支流を含む。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。) H24.3.29～: 太田川(支流を含む。) H24.4.5～: 鹿川(支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に入する河川(支流を含む。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川(支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)</p> <p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)</p> <p>H24.3.28～: 秋本湖、椿原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鰐川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に入する河川(支流を含む。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の阿武隈川のうち猪瀧ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: H24.9.19解除: 館岩川(支流を含む。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び椿原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(鰐川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)</p>
水生植物		<p>コイ(養殖を除く。)</p> <p>フナ(養殖を除く。)</p> <p>イナメ アカガレイ アカシタヒラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウツメバル ウツタナゴ エゾノアマメ アカシタヒラメ クロウシンドウ クロソイ クロダイ ケムシカジカ ヨモシカスペ サラマス サブロウ シロメバル スクワトウダラ スズキ ニベ ヌカガレイ ハバカラ ヒガシフグ ヒラメ ホウボウ ホンガレイ マナゴ マカレイ マコガレイ マコチ マダラ ムンガレイ ムラライ マイタガレイ ビノスガレイ キタムラサキウニ ナガヅカ マミカワ ホンザメ ショウサイフグ</p> <p>H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H24.7.19～: 牛の肉 (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H23.8.22～: 牛の肉 (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H23.11.9～: 桐原市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、楢葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾岬市、桑折町、里見町、川俣町、太玉村 H23.12.2～: 郡山市、猪苗川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢祭町、喜多方市、玉川村、平坂町、矢吹町、楢葉町、喜多方村、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鈴川村 H23.12.2～: クマの肉 (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p> <p>H24.7.27～: 金城 (県の定める出荷、検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p>

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成24年11月5日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24～: 十和田市、増上町 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森手向県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線上に囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ 原木(いたけ)(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.6.1～: 岩手県 H24.6.15～: 磐梯郡大船渡市、釜石市 H24.6.20～: 大船渡市 H24.6.25～: 一関市、奥州市、盛岡市、平泉町、大槌町 H24.6.27～: 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.6.30～: 遠野市
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 大船渡市、蘆北町 H24.10.23～: 盛岡高田市	
野菜類	原本なめこ(露地栽培)	H24.11.2～: 一関市、藤崎高田市、平泉町 H24.11.3～: 奥州市 H24.11.6～: 蘆北町 H24.11.8～: 蘆北町 H24.11.9～: 一関市、奥州市 H24.11.12～: 一関市、奥州市 H24.11.15～: 一関市、藤崎高田市
水産物	マダラ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上崖手宮城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線上に囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.1～: 当季手網の内川(支流を含む。)及び利根川内の木と川のうち四十曲田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入郷ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田端ダムの上流、源取ダムの上流及び荒塚ダムの上流を除く。)	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.9.10～: 金城	
シカの肉	H24.7.26～: 金城	
ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城	
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.4.29～: 黒磯市 H24.1.10～: 白石市、角田市 H24.3.15～: 仙台市 H24.4.5～: 村田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 黒磯市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大河原町 H24.4.21～: 黒磯市、東松島市 H24.4.27～: 七ヶ浜町、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大和町、富沢町 H24.5.10～: 七ヶ浜町 H24.5.18～: 大鰐町
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 草原町、大崎市	
くさでつ(ごみ)	H24.4.27～: 大崎市、黒磯市	
こしあぶら	H24.5.2～: 加美町 H24.5.7～: 黒磯市、見附市	
ぜんまい	H24.5.1～: 黒磯市、七ヶ浜町 H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大鰐町	
水産物	クロダイ	H24.6.28～: 宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線上に囲まれた海域
スズキ	H24.4.12～: 宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社島半島最大高潮時海岸線上に至る線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上崖手宮城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社島半島最大高潮時海岸線上に至る線で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手宮城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.5.8～: 宮城県石巻市企峰山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企峰山頂上から正西に引いた両市社島半島最大高潮時海岸線上に至る線で囲まれた海域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、セキナダムの上流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大河原町の大舟ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大舟ダムの上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三陸川のうち黒磯ダムの上流(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)及び二荒川(支流を含む。)及び名取川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.4.22～: 一宮川のうち名取ダムの上流(支流を含む。)及び名取川のうち黒磯ダムの上流(支流を含む。)	
牛の肉	H23.7.28～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～4.17解除: 北茨城市、高萩市
カキナバセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 蕨原市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.9～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.10～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.28～: 北茨城市、大子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H23.11.10～: 宜兰市、阿見町、守谷市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 蕨原市、守谷市 H23.11.10～: 土浦市、行方市	
こしあぶら	H24.5.2～: 土浦市、常総市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常総市(野生のものに限る。)	
ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.4.9～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
ウダイ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	
福島県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～4.17解除: 北茨城市、高萩市
カキナバセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 蕨原市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.9～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.10～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.28～: 北茨城市、大子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H23.11.10～: 宜兰市、阿見町、守谷市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 蕨原市、守谷市 H23.11.10～: 土浦市、行方市	
こしあぶら	H24.5.2～: 土浦市、常総市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常総市(野生のものに限る。)	
ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.4.9～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
ウダイ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～4.17解除: 北茨城市、高萩市
カキナバセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 蕨原市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.9～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.10～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.28～: 北茨城市、大子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H23.11.10～: 宜兰市、阿見町、守谷市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 蕨原市、守谷市 H23.11.10～: 土浦市、行方市	
こしあぶら	H24.5.2～: 土浦市、常総市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常総市(野生のものに限る。)	
ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.4.9～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
ウダイ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	
福島県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～4.17解除: 北茨城市、高萩市
カキナバセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 蕨原市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.9～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.10～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.28～: 北茨城市、大子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H23.11.10～: 宜兰市、阿見町、守谷市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 蕨原市、守谷市 H23.11.10～: 土浦市、行方市	
こしあぶら	H24.5.2～: 土浦市、常総市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常総市(野生のものに限る。)	
ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.4.9～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
ウダイ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～4.17解除: 北茨城市、高萩市
カキナバセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 蕨原市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.9～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.10～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.28～: 北茨城市、大子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H23.11.10～: 宜兰市、阿見町、守谷市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 蕨原市、守谷市 H23.11.10～: 土浦市、行方市	
こしあぶら	H24.5.2～: 土浦市、常総市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常総市(野生のものに限る。)	
ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.4.9～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
ウダイ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10～: 金城
茨城県		出荷制限
乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～4.17解除: 北茨城市、高萩市
カキナバセリ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.8～: 蕨原市、小堀玉市、つくばみらい市 H24.4.9～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.10～: 蕨原市、筑西市、坂手市、守谷市、美浦村、稟町村 H24.4.28～: 北茨城市、大子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小堀玉市 H23.11.10～: 宜兰市、阿見町、守谷市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.9～: 蕨原市、守谷市 H23.11.10～: 土浦市、行方市	
こしあぶら	H24.5.2～: 土浦市、常総市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常総市(野生のものに限る。)	
ヒラメ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	H24.4.9～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び茨城県千葉県界で囲まれた海域	
ウダイ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上崖手茨城西國界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島兩県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・候査方針に基づき管理される牛を除く。)	
肉の肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町	
イノシシの肉	H24.4.25～: 金城(上記地図を除く。)	
クマの肉	H24.4.25～: 金城	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成24年11月5日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、さくら市、那珂川町 H24.6.7~: 塙谷市 H24.6.9~: 天栄市 H24.6.9~: 那須塩原市 H24.6.10~: 塙谷町 H24.6.12~: 那須烏山市	
タケノコ	H24.6.1~: 那須塩原市、那須町 H24.6.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 天栄市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、牛久市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、さくら市 H24.4.12~: 足利市、那須町、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 関市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、牛久市 H24.4.10~: 宇都宮市、那須町 H24.4.12~: 大田原市	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7~: 露宿市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.5~: 宇都宮市	
くさそて(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.6.1~: 大田原市、那須町 H24.6.2~: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.6.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに黒る。) H24.6.2~: 露宿市、那須烏山市(野生のものに黒る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに黒る。)	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 那須町 H24.6.2~: 市貝町	
わいび(野生のものに限る。)	H24.5.14~: 大田原市、那須町 H24.6.18~: 大田原市	
クリ	H24.5.1~: 大田原市	
水産物	ヤマメ(稚種を除く。) イワナ(稚種を除く。) ウグイ(稚種を除く。)	H24.6.10~: 鮎木川内の那須塩原川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、奥津川との合流点から下流の部分に黒る。) H24.9.10~: 水野川(支流を含む。) H24.12.0~: 鮎木川内の那須塩原川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7~: 武蔵川(支流を含む。)及び鮎木川内の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、鳩原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30~: 鮎木川(支流を含む。)
牛の肉	H24.6.2~: 金城	
肉	イノシシの肉 シカの肉	H23.12.5~: 金城 H23.12.2~: 金城
その他	茶	H23.6.2~: 露宿市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.8解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.2~: 法師市、東葛西町、塙谷村 H24.10.10~: 高山村 H24.11.9~: 安中町
水産物	ヤマメ(稚種を除く。) イナメ(稚種を除く。) ウグイ(稚種を除く。)	H24.4.27~: 音無川のうき島漁港から東京電力株式会社久慈製錬所至鷹巣川取水施設までの区間(支流を含む。)、赤堀川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び鬼ノ木川(支流を含む。) H24.5.10~: 音無川のうき島漁港から東京電力株式会社久慈製錬所至鷹巣川取水施設までの区間(支流を含む。)、露宿川(支流を含む。)及び川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.10~: 金城
その他	茶	H23.6.30~H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.15~: 須崎町、皆野町 H24.10.29~: 上毛がわ町 H24.11.5~: 鳥山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
シンギク、チングンサイ、サンチュ バセツ	H23.4.4~4.22解除: 旭市	
セリリー	H23.4.4~4.22解除: 旭市	
農産物	タケノコ	H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.8~: 美浜市、葉山町 H24.4.11~: 旭市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 船橋市 H24.4.18~: 芝山町 H23.10.1~: 美浜市、君津市 H23.11.9~: 旗南市
水産物	ギンブナ	H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5~: 金城
その他	茶	H23.8.2~: 成田市 H23.8.2~H24.2.7解除: 大船白里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 鹿沼市 H23.8.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2~H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2~H2.29解除: 南足柄市 H23.8.2~H2.29解除: 松田町、山北町 H23.8.2~H2.29解除: 犬山町、清川町 H23.8.23~H2.26解除: 相模原市 H23.6.27~H2.26解除: 中井町 H23.6.2~H2.11解除: 小田原市 H23.8.2~H2.11.10解除: 真鶴町 H23.6.2~H24.10.19解除: 清川原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5~: 金城(佐渡市及び栗島村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20~: 優木沢町、御代田町 H24.10.1~: 小諸市、南牧村 H24.10.1~: 長久野町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5~: 御殿場市、小山町

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年11月5日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物		H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉		H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象